

公益財団法人岩手県南技術研究センター賛助会員規則

平成 25 年 6 月 3 日制定

規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人岩手県南技術研究センター（以下「公益財団」という。）の賛助会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第 2 条 公益財団の目的及び事業に賛同するものをもって賛助会員とすることができる。

(入会)

第 3 条 公益財団の賛助会員になろうとするものは、入会申込書（様式第 1 号）により、申し込みをしなければならない。

(賛助会員の権利義務)

第 4 条 賛助会員は、公益財団の事業活動について、その便宜を受ける権利を有するとともに、この規則及び理事会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第 5 条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。

(退会)

第 6 条 賛助会員を退会しようとするものは、退会届（様式第 2 号）により届け出をしなければならない。

(除名)

第 7 条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 賛助会員としての義務の履行を怠ったとき。
- (2) 公益財団の名誉をき損し、又は公益財団の目的に反する行為があったとき。

2 前項の規定により賛助会員を除名しようとするときには、その賛助会員に理事会で弁明の機会を与えなければならない。

(賛助会費)

第8条 賛助会費は、1口につき年4万円とする。ただし、入会した年の賛助会員期間が6ヵ月に満たないときは、別に定める。

2 賛助会員は、賛助会費の請求を受けた日から1か月以内に賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会費は、原則として返還しない。

(賛助会員の名簿)

第9条 公益財団は、賛助会員名簿(様式第3号)を作成し、事務局に常置する。

2 前項の賛助会員名簿は、賛助会員に異動が生じた都度、これを訂正する。

附則

この規則は、平成25年6月3日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

公益財団法人岩手県南技術研究センター
賛助会員入会申込書

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県南技術研究センター
理事長 様

住 所
事業所名
代表者名

印

貴財団の趣旨に賛同し、賛助会員の入会を次のとおり申し込みます。

記

1. 申し込み口数 口

(注 1口の金額は、40,000円です。)

様式第 2 号(第 6 条関係)

公益財団法人岩手県南技術研究センター

賛助会員退会届

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県南技術研究センター

理事長 様

住 所

事業所名

代表者名

印

弊社の都合により貴公益財団の賛助会員を退会したく、届け出ます。